

平成28年12月21日

教育委員会第12回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第12回定例会記録

◇開会年月日 平成28年12月21日(水曜日) 午後 2時27分開会
午後 3時44分閉会

◇開催の場所 第3・第4委員会室

◇出席委員 5名

委員 長	阿部 邦英 君	委員 (委員長職務代行者)	津嶋 ユウ 君
委員	今井 多貴子 君	委員	杉山 昌行 君
教育 長	境 直彦 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事務局 長	草刈 敏雄 君	事務局 次長	佐藤 徳郎 君
事務局 次長 (震災復興担当)	前原 義久 君	教育総務課 長	佐々木 貞義 君
学校教育課 長	平塚 隆 君	学校安全推進課 長	伊藤 雄 君
学校管理課 長	三浦 司 君	生涯学習課 長兼複合文化施設開設準備室 長	武山 専太郎 君
体育振興課 長	佐藤 敏彦 君	学校施設整備室 長	高橋 正能 君
中央公民館 長	松川 啓悦 君	図書館 長	小山 恵美 君

◇書記

教育総務課 長 補佐	石井 透公 君	教育総務課 長 補佐	加藤 陽子 君
教育総務課 長	久光 雄介 君		

◇付議事件

一般事務報告

・教育長報告

報告事項

報告第8号 専決処分の報告について

専決第14号 平成28年度石巻市一般会計補正予算（第7号）
（教育委員会の事務に係る部分）

専決第15号 指定管理者の指定について（石巻市河南室内プール）

審議事項

第36号議案 石巻市教育振興基本計画案について

その他

午後 2時27分開会

○委員長（阿部邦英君） それでは、おそろいですので、ただいまから平成28年第12回定例会を開会いたします。

本日の会議ですが、欠席委員はございません。

会議録署名委員の指名

○委員長（阿部邦英君） 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、津嶋委員にお願いいたします。

よろしく申し上げます。

教育長報告

○委員長（阿部邦英君） それでは、本日の案件に入ります。

本日の案件は、一般事務報告が1件、報告事項の専決処分の報告が2件、審議事項が1件及びその他となっております。

それでは、一般事務報告に入ります。

教育長報告について、教育長から報告をお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） それでは、報告いたします。

各小・中・高等学校は、明日22日に第2学期の終業式が行われ、1月9日までの冬季休業に入ります。

それでは、一般事務報告ですが、石巻市議会第4回定例会における内容について報告いたします。

始めに、市議会第4回定例会は、19日に閉会いたしました。一般会計補正予算等につきましては、この後の報告事項で行いますので、環境教育委員会並びに一般質問での答弁内容についてお話し申し上げます。

始めに、環境教育委員会での主な質疑の内容ですが、小・中学校屋内運動場改築事業や施設老朽化対策事業費の財源について質疑があり、国の経済対策に基づく第二次補正において補助採択が追加されたことから、補助率3分の1の学校施設環境改善交付金を充当し、それ以外は起債などを充てているという旨、答弁しております。

2つ目が、複合文化施設の座席数増設に対する考え方について質疑があり、座席数について

は、出演者から見た空席感や興行面からの視点を踏まえつつ、ワークショップ等で意見を聞きながら設計を進めていきたい旨、答弁しております。

次に、河南室内プールの指定管理者の指定について、月別利用者と年間推移について質疑があり、今年度の月別利用者数は、4月が2,277人、5月が2,310人、6月2,922人、7月3,958人、8月4,878人、9月3,292人、10月2,560人、11月2,235人となっており、年間の推移は、平成24年度が2万2,293人、平成25年度が2万6,319人、平成26年度が2万8,176人、平成27年度が3万358人と年々増加している旨、答弁しております。

その後、環境教育委員会で原案を可決し、19日の本会議でも補正予算案等が可決されております。

次に、13日から4日間行われました一般質問は、20人のうち、教育関係は6人でありました。

主な内容について、お話し申し上げます。

大川小学校裁判での控訴後の波紋について、沼津貝塚について、小・中学校学区再編計画について。また、教育環境の整備についてということで次の8点の質問がありました。昨年決めました施策の大綱について、小学校の英語教育について、全国学力・学習状況調査の結果と分析について、いじめや不登校の出現状況と対策について、中1ギャップと小中一貫校について、学校危機管理マニュアルについて、学校の適正規模、適正配置の考え方と具体的方針について、施設の老朽化対策について。

それから、土や生き物の命と触れる意味をどのように考え、学校ではどのように教育しているのかという質問もありました。

以上が議会関係であります。

次に、大川小学校訴訟関係ですが、控訴手続として、今月末までに仙台高等裁判所に控訴理由書を提出するため、現在、代理人弁護士と協議を進めて、準備しております。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対しまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

報告第8号 専決処分の報告について

専決第14号 平成28年度石巻市一般会計補正予算（第7号）

(教育委員会の事務に係る部分)

○委員長（阿部邦英君） なければ、次に、報告事項に入ります。

報告第8号 専決処分の報告についての専決第14号 平成28年度石巻市一般会計補正予算（第7号）（教育委員会の事務に係る部分）について報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは、報告第8号 専決処分の報告についてのうち、専決第14号 平成28年度石巻市一般会計補正予算（第7号）（教育委員会の事務に係る部分）についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成28年石巻市議会第4回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、11月25日付けで異議のない旨専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

なお、本補正予算につきましては、石巻市議会第4回定例会において、12月19日付けで可決されております。

それでは、別冊1の1ページから3ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正前の額に歳入歳出それぞれ25億6,687万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191億8,034万5,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明を申し上げますので、10ページをご覧ください。

10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費の1、鹿又小学校屋内運動場改築事業費に2億2,350万円を、2、小学校施設老朽化対策事業費に9億1,015万円を、4目東日本大震災関係費の2、小学校太陽光発電設備整備事業費に2億4,740万円を、12ページをご覧ください、3項中学校費、3目学校建設費の1、湊中学校水泳プール改築事業費に2億8,975万円を、2、中学校施設老朽化対策事業費に3億8,698万5,000円を、4目東日本大震災関係費の1、中学校防災機能強化事業費に3億8,405万円を、14ページ、5項幼稚園費の1、幼稚園施設老朽化対策事業費に5,005万円を計上しておりますが、これらは国の第2次補正予算による国庫補助金の内示により、施設整備に要する経費を措置したものでございます。

次に、10ページにお戻り願います。

4目東日本大震災関係費のうち、蛇田小学校屋内運動場改築事業費に900万円を計上しておりますが、これは、既存屋内運動場の解体工事に追加工事を要することから、所要額を措置したものでございます。

次に、16ページをご覧ください。

6項社会教育費、12目（仮称）市民文化ホール建設基金費に6,599万円を計上しておりますが、これは、複合文化施設の建設のために寄せられました寄附金を同基金に積み立てるものでございます。

次に、継続費についてご説明申し上げますので、18ページをご覧ください。

鹿又小学校屋内運動場改築事業につきましては、国の第二次補正予算による国庫補助金の内定に伴い、新たに平成28年度から2年間、継続費を設定するものでございます。

また、20ページ、小学校施設老朽化対策事業外2事業につきましては、同じく国庫補助金の内定により、平成29年度の事業費を前倒しで予算計上することとなったことから、継続費を廃止するものでございます。

次に、債務負担行為についてご説明申し上げますので、22ページをご覧ください。

河南室内プール管理運営業務については、平成29年度から5年間、指定管理者による管理運営を継続するため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、4ページにお戻り願います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金では5億540万7,000円を計上しておりますが、これは、歳出でご説明申し上げました各種事務事業に対する国庫補助金を措置したものでございます。

次に、6ページをご覧ください。

17款寄附金、1項寄附金、3目災害復旧費寄附金で78万9,000円を、4目教育費寄付金で6,599万円を計上しておりますが、これらは学校教育のための寄附金及び市民文化ホール建設費寄付金として申出のありました寄附金を措置したものでございます。

次に、8ページをご覧ください。

21款市債、1項市債、7目教育債で19億8,860万円を計上しておりますが、これは、歳出でご説明申し上げました各種学校等施設整備事業に要する市債の限度額を変更するものでございます。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対しまして、ご質疑等ございましたらお願いいたします。ございませんか。

（「はい」の声あり）

報告第8号 専決処分の報告について

専決第15号 指定管理者の指定について（石巻市河南室内プール）

○委員長（阿部邦英君） それでは、次に入ります。

報告第8号 専決処分の報告についての専決第15号 指定管理者の指定について（石巻市河南室内プール）報告を受けたいと思います。

生涯学習課長から説明をお願いいたします。

○生涯学習課長兼複合文化施設開設準備室長（武山専太郎君） それでは、報告第8号 専決処分の報告についてのうち、専決第15号 指定管理者の指定について（石巻市河南室内プール）につきましてご説明申し上げます。

表紙番号1の5ページをご覧ください。

本報告につきましては、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により異議のない旨専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

なお、本案につきましては、12月19日付けで市議会第4回定例会において可決されております。

施設の名称及び所在地につきましては、石巻市北村字前山15番地1に所在する石巻市河南室内プールでございます。

指定する法人又は団体につきましては、引き続き石巻市体育協会・ミズノグループに平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間依頼するものであります。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございましたらお願いいたします。ございませんか。

（「ありません」の声あり）

第36号議案 石巻市教育振興基本計画案について

○委員長（阿部邦英君） それでは、次に審議事項に入ります。

第36号議案 石巻市教育振興基本計画案についてを議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） ただいま上程されました第36号議案 石巻市教育振興基本計画案についてご説明申し上げます。

別冊2をご覧ください。

石巻市教育振興基本計画につきましては、本年8月に市民組織である石巻市教育振興基本計画策定委員会を設置し、計画案に盛り込む内容について審議を行ってまいりました。8月以降、4回の会議を行い、計画案に盛り込む内容について取りまとめ、このたび委員会として計画案を作成し、教育長へ計画案の提言が行われたところでございます。

それでは、計画案の内容について説明させていただきますので、別冊2の資料の表紙裏面の目次をご覧ください。

計画案は、第1章から第5章までで構成されており、第1章は計画策定の趣旨、位置付け、計画期間について、第2章は石巻市の教育をめぐる環境について、第3章は石巻市の目指す教育について、第4章は、今後石巻市が行っていく教育施策の方向性と具体的な内容について、第5章は計画の推進体制と進行管理について記載しております。

それでは、1ページ、第1章の計画の策定に当たってについてですが、計画策定の趣旨としては、これまで石巻市では、石巻市教育ビジョン、石巻市生涯学習基本構想、石巻市スポーツ振興基本計画、石巻市文化芸術振興基本方針の教育関係4計画に基づき、さまざまな施策を推進してきましたが、近年の社会情勢や人々の意識は大きく変化しており、また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、市民や子供たちの学習環境に大きな影響を与え、震災からの復旧・復興が急務であることから、これらの石巻市の教育をめぐる環境の変化に対応し、今後の教育施策の新たな指針として、石巻市教育振興基本計画を策定するものでございます。

計画の位置付けとしては、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画として策定し、計画期間は平成29年度から平成33年度までの5年間としております。

なお、計画期間中であっても、法改正や新たに対応すべき教育課題が生じたときは、適宜見直しを行うこととしております。

次に、2ページをご覧ください。

第2章の石巻市の教育をめぐる環境については、石巻市の人口、児童生徒数の推計と、教育をめぐる現状と課題として、学校教育と社会教育の分野に分け、それぞれ、これまでの取組の状況や現状における課題と今後の必要な取組などについて記載しております。

次に、教育をめぐる現状と課題について説明させていただきますので、5ページをご覧ください。

まず、学校教育に関する状況についてでございます。

学力については、基礎・基本の確実な定着と学習習慣の定着、学習意欲の向上を図るととも

に得た知識を生かすスキルを身に付けていく必要があること、心の育成については、規範意識や社会性の低下が課題となっていることから、道徳的実践力を身に付けるとともに、人権意識を醸成していく必要があること、また、震災後の支援に対する感謝の気持ちを育てるとともに、震災により心に深い傷を負った子供たちに対する支援体制をとっていく必要があること、体力・運動能力については、運動習慣の二極化や震災の影響による運動機会の減少という課題解消に向けた取組や、家庭と連携しながら子供たちの健康管理に努めていく必要があること、生徒指導の状況については、いじめ問題や不登校に対し、学校一丸となっていじめや不登校をなくす取組を行っていく必要があること、特別支援教育については、障害のある子供と障害のない子供がともに学ぶ環境をつくり、一人一人の教育的ニーズに対応した支援体制を築く必要があること、防災教育については、東日本大震災の教訓を生かし、災害対応力や防災教育指導力を向上させていく必要があること、幼児教育については、幼児期から児童期への円滑な移行を図り、幼・保・小連携のもとでの一環した指導体制を構築していく必要があること、高校教育については、生徒たちの夢の実現に向け、県内唯一の公立の女子高として特色あるカリキュラムを提供し、教育内容の充実を図っていく必要があること、学校教育環境の状況については、児童生徒が充実した学校生活を送るために学習環境の物的・質的向上を図っていく必要があることなどとしております。

次に、18ページをご覧ください。

社会教育に関する状況についてでございます。

生涯学習については、市民の主体的な学習活動を支援し、学びを通じた心豊かな地域社会を実現していくため、市民のニーズに応じた学習情報や学習機会を提供していくことや、学習成果を生かしていくことのできる仕組みをつくっていく必要があること、生涯スポーツについては、市民が生涯にわたり健康を保持していけるよう、それぞれに合ったスタイルでスポーツを楽しむ環境づくりを行っていくこと、文化芸術の振興、文化財の保全・活用については、市民の文化芸術活動の拠点として複合文化施設の整備を進めていくこと、文化財や伝統文化・伝統芸能に関する学習機会の提供などを通し理解を深め、文化財や伝統文化・伝統芸能を次世代に継承していく取組を行っていく必要があること、家庭教育については、子育てをめぐる環境が大きく変化していることから、家庭教育に関する学習機会の提供や親同士の交流機会を創出することにより家庭の教育力の向上を図っていくこと、地域との連携・協働については、子供たちの健やかな育ちのためには地域との連携・協働が必要であり、地域と教育資源を取り入れた学習活動を行うことや、地域住民が学校運営に参画していく体制づくりを行っていく必要性

があることなどとしております。

次に、24ページをご覧ください。

第3章の石巻市の目指す教育では、石巻市教育基本方針、計画の基本理念、計画の目標について記載しております。

計画の基本理念は、これまで本市では、教育の本質が人づくりであるという理念で教育施策を推進してきたこと、地域で学んだ子供たちが、やがて石巻市を担う人材として地域をつくり、その地域がまた子供たちを育てていくという循環を目指し、「学びが育む未来の担い手 心豊かなまち いしのまき」をこの計画の基本理念としました。

計画の目標は、変化の激しい現代社会を生き抜いていくため、必要な力を身に付けていくことを目指す「社会を生き抜く力の養成」、子供たちにとって学校が安全に安心して過ごせる場であることを目指す「安全に安心して学ぶための環境づくり」、学校と地域や家庭が連携して子供たちの学びと育ちを支えていくことを目指す「地域ぐるみで子供を育てる環境づくり」、子供たちを育む地域を豊かな学びの場としていくことを目指す「豊かな地域社会を育む学習・スポーツ・文化の推進」の4つとしております。

次に、28ページをご覧ください。

第4章は、施策の方向性と展開としており、第3章で定めた計画の目標の実現を目指し、今後行っていく施策の基本的な方向性について定めたものです。

4つの施策目標のもと、全部で22の基本施策を掲げており、今後取り組んでいく施策の基本的な考え方を示しております。

それでは、施策目標1から順に、各基本施策の内容について説明させていただきます。

まず、29ページをご覧ください。

施策目標1、「社会を生き抜く力の養成」の基本施策1、「確かな学力の育成」では、児童生徒が基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けることを目的とするとともに、習得した知識や技能を生かすことができる力を身に付けられるよう、指導方法の工夫、改善を図ることとしております。また、教員の指導力の向上により、児童生徒の学習意欲を高めるとともに、家庭と連携した学習習慣の定着や学校図書館の利用促進などにより、読書活動の推進に取り組んでいくこととしております。

次に、31ページをご覧ください。

基本施策2、「豊かな心の育成」では、子供たちの豊かな人間性や自他を大切にす心、規範意識などを育むため、人権教育や道徳教育の推進を図るとともに、各種体験活動を通し、公

共の精神や豊かな情操の育成に努めるほか、いじめはいけないものという意識を子供たちに持ってもらうなど、いじめや暴力行為防止に向けた取組を推進していくこととしております。

また、震災により心に深い傷を受けた子供たちに対する心のケアを行います。

次に、33ページをご覧ください。

基本施策3、「健やかな体の育成」では、子供たちが生涯にわたり健康でたくましく生き抜いていくために必要な資質を育むため、体を動かす楽しさを通し、体力や運動能力の向上を図るほか、体育の授業外でも体を動かす機会を充実させていくように努めていくこととしております。

また、子供たちの健康保持のため、家庭と連携した健康管理や保健衛生の充実、食育の推進に努めていくこととしております。

次に、34ページをご覧ください。

基本施策4、「防災教育の充実」では、東日本大震災を教訓とし、児童生徒が確実に自らの命を守り抜くことができるよう、防災教育副読本の活用や避難訓練を通じた災害対応力の向上を図るほか、研修の実施による教職員の防災教育指導力の向上に取り組みます。

また、復興防災マップづくりを通し、体験的な防災教育の推進を図るとともに、地域への愛情や復興に向けた地域に対する貢献の気持ちを育てていくこととしております。

次に、35ページをご覧ください。

基本施策5、現代社会に対応した教育の推進では、変化の激しい現代社会に対応できる人材の育成を図るための施策を盛り込んでおります。

国際理解教育・外国語教育については、教員の指導力の向上などによる小学校外国語活動の充実やALTを活用した異文化への理解の促進、小学校における外国語教育強化の動きへの対応などを行ってまいります。

情報教育については、ICT機器の積極的な活用によるわかりやすい授業の実践や情報モラルの育成を図ることとしております。

また、さまざまな社会的な課題に関心や問題意識を持ち、それに対する解決策を考えていくことを通し、社会の一員として必要な資質を育成する教育や、将来の社会人としてよりよい生き方を求めていく態度を養うため、キャリア教育の推進、福祉教育、環境教育の充実を図っていくこととしております。

次に、37ページをご覧ください。

基本施策6、「特別支援教育の充実」では、教員の指導力の向上や特別支援教育支援員の資

質向上を図り、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに合った指導を充実させるほか、障害のある子供が他の子供とともに学ぶことができるようインクルーシブ教育の推進を図るなど、障害のある子供たちへの学習支援体制の強化に努めていきます。

また、障害を持つ子供の進路が狭められることのないよう、関係課、関係機関と連携しながら就学相談など継続的な支援を行っていくほか、生徒たちの自立に向け、特別支援教育共同実習所における教育内容の充実を図っていくこととしております。

次に、38ページをご覧ください。

基本施策7、「不登校児童生徒対策の充実」では、不登校児童生徒を生まないため、いじめ・不登校対策担当者を中心とし、学校全体で不登校児童生徒への対応や不登校を防止する体制を構築していくこととしております。

また、スクールカウンセラー等関係機関との連携を図るほか、保護者等に対しスクールカウンセラーの活動内容について周知し、相談体制の充実を図っていきます。

また、不登校となってしまった児童生徒に対しては、適応指導教室の活用などにより、生活面や学習面などについて継続的な支援を行い、学校生活への対応を図るとともに、家庭と連携しながら不登校の解消に努めていきます。

次に、39ページをご覧ください。

基本施策8、「定住外国人の児童生徒への支援の充実」では、増加傾向、多国籍化する傾向にある定住外国人の児童生徒に対し、補習事業の実施など学習の理解を深める取組や、日本の生活習慣の習得への支援を行い、学校生活への適応に向けた指導の充実を図ります。

また、定住外国人の児童生徒の学校生活を支援するため、定住外国人就学支援員を配置しておりますが、人材の確保と配置の充実に努めるとともに、支援員の資質向上を図り、学習支援体制の充実を図ります。

次に、40ページをご覧ください。

基本施策9、「幼児教育の充実」では、幼児期から小学校への円滑な移行を図るため、幼稚園・保育所・こども園と小学校との連携、交流を図り、継続性のある教育を行います。

また、障害のある幼児については、一人一人の発達状態に応じた指導を行うとともに、小学校に円滑に移行できるよう、就学相談や就学指導を行います。

このほか、研修会の開催により教員、保育士の資質向上を図るとともに、幼児期を「学びの土台づくり」の時期と捉え、人とかかわる力や豊かな感性、学ぼうとする意欲を育てます。

次に、41ページをご覧ください。

基本施策10、「高校教育の充実」では、桜坂高校に通学する生徒たちが自立した一人の女性として社会を生き抜いていくために必要な力を身に付けることができるよう、魅力あるカリキュラムの提供や、大学との連携や、外部の人材の活用などにより教育内容の充実を図ります。

また、生徒たちのそれぞれの夢の実現に向け、関係機関との連携による進路指導の充実、キャリア教育の推進による勤労観・職業観の育成を図っていきます。

次に、施策目標2、「安全に安心して学ぶための環境づくり」の基本施策の内容についてご説明させていただきます。

42ページをご覧ください。

施策目標2の基本施策1、「学校施設設備の充実」では、学校施設の安全・安心を確保していくため、計画的に学校の老朽化対策や学校設備の更新を行っていきます。

また、教育内容、指導内容に対応した備品、教材の整備やICT機器の整備を図り、学習環境の質的向上を図ります。

また、子供たちの読書活動をよりよいものにするために、学校図書館の蔵書の充実や学校図書館司書の活用など、学校図書館を利用しやすい環境づくりを行います。

次に、44ページをご覧ください。

基本施策2、「児童生徒の安全確保」では、学校防災マニュアルに基づいた地域ぐるみの防災訓練、避難訓練の実施や学校防災マニュアルの内容の充実など、学校の危機管理体制の整備を図るとともに、施設の災害対策の充実を図ります。

また、地域と連携した見守り活動などによる児童生徒の安全の確保、関係機関と連携した防犯教室の開催などの児童生徒に対する安全教育の推進を図ることとしております。

次に、45ページをご覧ください。

基本施策3、「学習機会の平等」では、全ての子供たちの学習機会を確保するため、経済的な理由により就学が困難な児童生徒に対し、就学援助費の支給や進学を希望する者に対する奨学金の貸与事業など、就学支援の充実を図ります。

また、地理的に通学が困難な児童生徒に対し、スクールバスの運行など通学支援を行い、安全に通学できる環境整備に取り組んでいます。

次に、46ページをご覧ください。

基本施策4、「教職員の資質向上」では、質の高い教育活動を行うためには教職員の資質向上が不可欠であることから、教職員研修を充実させ、指導力の向上を図ります。

また、外部人材の活用やICTの活用などにより、時間的な余裕を生み出し、教師が指導に

専念できる環境づくりを行います。

また、学校運営について校内で共通理解を図り、さまざまな課題に学校が組織として対応していく体制づくりなど、学校の組織力の向上を図っていきます。

次に、47ページをご覧ください。

基本施策5、「小・中学校の適正規模と適正配置の実現」では、児童生徒が互いに学び合う機会を確保し、豊かな人間性の育成を図る教育環境の構築のため、石巻市立小・中学校学区再編計画を策定し、学校の統廃合を行い、学校規模の適正化の実現を図ります。

また、小規模校においては、地域の教育資源の活用など特色を生かした教育活動を行うほか、近隣の学校との合同授業などにより小規模校のデメリットをなくす取組を行い、教育効果の確保に努めていきます。

次に、施策目標3、「地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり」の基本施策の内容についてご説明させていただきます。

48ページをご覧ください。

施策目標3の基本施策1、「家庭の教育力の向上」では、核家族化や地域における人間関係の希薄化などにより家庭の教育力の低下が課題となっている中、子供にとって人間形成の基礎であり、全ての教育の出発点である家庭の教育力の向上を目指し、家庭教育学級の開催など、家庭教育に関する学習機会の提供に努めます。

また、啓発資料の配布などにより、家庭教育に関する理解の促進や子供の育ちに関する悩みや不安についての相談の対応、家庭教育に関する情報交換や情報共有を行うことのできる環境づくりを行います。

また、子育てサポーターの養成など、地域で家庭教育を支える体制をつくります。

次に、49ページをご覧ください。

基本施策2、「地域等の連携・協働の強化」では、地域の人々の参画を得ながら、防犯や交通安全対策など子供たちの安全確保を図るとともに、子供たちが地域の中でさまざまな体験や経験を通し、健やかに成長していくことができるよう、学校と地域とを結ぶ学校支援地域コーディネーターが中心となった学校の教育活動への支援体制づくりを行うなど、地域との連携・協働による学習活動の充実を図ります。

次に、50ページをご覧ください。

基本施策3、「開かれた学校づくりの推進」では、学校を取り巻くさまざまな課題に対応していくため、地域住民の学校運営への参画を促進していく必要があることから、ホームページ

などにより学校からの情報発信を積極的に行い、学校の活動に対する地域住民の理解の促進を図ることにより、地域と連携した教育活動を行いやすい環境づくりを推進します。

また、学校の運営に関して一定の権限を持つ学校運営協議会の設置の流れに対応していき、地域住民の学校運営の参画促進を図っていきます。

次に、施策目標4、「豊かな地域社会を育む学習・スポーツ・文化の推進」の各基本施策の内容についてご説明させていただきます。

51ページをご覧ください。

施策目標4の基本施策1、「生涯学習の推進」では、誰もがいつでもどこでも学べる環境づくりを推進するため、市民の学習ニーズやライフスタイルに合った学習機会の提供や講座情報、指導者情報を提供し、学習機会の充実を図るとともに、公民館の機能の充実や学習者同士の交流促進など、学習に参加しやすい環境づくりを行います。

また、指導者の養成や指導者の人材リストの整備など指導者の活用を図り、学んだ成果を地域社会に還元していく仕組みづくりを行います。

次に、53ページをご覧ください。

基本施策2、「生涯にわたるスポーツ活動の推進」では、市民が生涯にわたり健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、スポーツに関する情報提供や市民のニーズに合ったスポーツ活動の機会の提供など、スポーツ活動の機会を充実させる取組を行うとともに、身近な場所でスポーツを楽しむことができる環境づくりを行います。

また、スポーツをするだけでなく、見る、支えるなどさまざまな係わりを通し、気軽にスポーツを楽しむきっかけをつくり、スポーツに対する意識啓発を行います。

次に、54ページをご覧ください。

基本施策3、「文化芸術活動の推進」では、文化芸術に関する情報発信を積極的に行うとともに、街中の施設を活用し、身近に文化芸術に触れる環境をつくり、文化芸術に親しむ機会の充実を図ります。

また、震災により被災した市民会館や文化センターに替わる施設として、複合文化施設の整備を進め、文化芸術に触れる環境の整備を図ります。

また、文化芸術活動を行う団体との連携強化や団体同士の交流促進などにより、市民の文化芸術活動を推進していきます。

次に、55ページをご覧ください。

基本施策4、「郷土への理解と伝統・文化の保存及び継承」については、文化財や伝統文

化・伝統芸能に関する情報提供や講座の開設などにより、市民が文化財や伝統文化・伝統芸能について理解を深める機会をつくることにより、文化財の保護の推進と伝統文化・伝統芸能の継承を図っていきます。

また、学校教育活動の中においても、児童生徒が伝統文化や伝統芸能に触れる機会をつくり、地域の歴史や文化に対する興味関心を高め、伝統文化・伝統芸能を保存、伝承する心を育てる取組を推進していきます。

次に、56ページをご覧ください。

第5章は、計画の推進体制について定めており、庁内の関係部署や庁外の関係機関などと連携しながら施策の推進に努めるとともに、施策の実施に当たっては、点検・評価を行いながら進捗管理に努めていくこととしております。

なお、57ページ以降は用語解説となっております。

次に、今後のスケジュールについてでございますが、本日、この教育振興基本計画案を決定していただき、来年の2月にパブリックコメントを実施した上で、本年度中に教育振興基本計画を策定することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

今井委員、お願いします。

○委員（今井多貴子君） この計画の中に、何度も「障害」、「障害のある子ども」という言葉が出てきているが、「障害」という1つの言葉でくくられているので、どの程度に焦点を当てているか、もしわかれば教えていただきたいんですけども。

○委員長（阿部邦英君） では、教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） 計画の中での「障害」につきましては、一概にどの程度というような定義というのはしておりません。

○委員（今井多貴子君） 実は、そのことに関して、インクルーシブの計画でいくというのは、すごく理想的ではあるんです。理想的ではあるんですが、実際に健常児と一緒に学びたいと親が熱望しても、結果、障害があるために支援学校に通ってくださいと言われてたという例が実はあったものですから、そうすると、「障害」という言葉で簡単にくくられているのがちょっと難しいかなというのがあって、実際にはねられてしまっている、無理ですよとはねられている、確かにいるはずなんです。その線引きが必ずある。ないとすごく難しいんですね。今の障害を

持った子供というのは。

私のところにも、心の障害のある子、それから身体に障害のある子、例えば耳とか足が不自由であるとか、そういう子供たちが実際に来ているんですが、幼児教育の中でも、あるお母さんが、無理だと言われると思うけれども一応希望を出してみましたという、入れてくださいというお願いを出してみましたという方も、実際に今回もいらっしゃいます。その子供たちというのは、結果、学校はみんなと同じようには学べなくて、障害者施設のほうに行っているというのが現状なんです。市では、その辺は、支援員をつけるということとか、いろいろ考えていらっしゃるようですけれども、実際は非常に難しいくりかなと。「障害」というくりは。

その辺が、私のところにも何人か相談に見えていますので、何かすごくこういう一つの本になってしまい、インクルーシブ教育の推進に向けて、こうしていきます、こうしていきますと聞くと、私は実際に現実にぶつかっているものですから、何かそこに温度差を感じてしまいます。これはどうなんだろうという。

実際、お母さんたちと話してみても、この計画はとても立派な冊子ですけれども、温度差を感じてしまっています。実際に親たちは悩んでいると、それをまず知っていただいて、これからそういうことをどう拾い上げて、そしてインクルーシブ教育に近づけていくかという努力は生半可な努力ではないような気がします。ここに出ているこういう言葉以上に生半可なことではいけない。教育者を育てなくてはいけない。普通に教員免許があるからやれる仕事では全くないです。それを踏まえた上で推進して行っていただきたいと思いました。

以上です。

○委員長（阿部邦英君） その辺につきましては、今後の課題として、ただいま今井委員のお話にあったことを踏まえていただいて、推進して行っていただければありがたいなと思います。

杉山委員。

○委員（杉山昌行君） 46ページの基本施策4の教職員の資質向上について、ここに書いてあるのを読むと、学習指導に関する資質の向上と読み取れるんですが、例えば、最近よく、先生方のトラブルというか、色々な少し問題のある事件があったり、それから、いじめ問題に関しても対応が悪い先生が、全員じゃないでしょうがいたり、学習指導以外の部分の資質ということに関しても少し……。例えば保護者や、我々一般人からすると、「本当にこんな人が先生をやっているの？」という人もいたりするわけです。もちろん、皆さん、採用試験を合格して教職員になっているので、成績優秀な方なんだろうが、人間としてどうなのという部分の資質に関してもう少し見きわめるような、あるいはそちらの資質を向上させるようなことを少し、

今後考えていってもいいのかなと思います。

以上でございます。

○委員長（阿部邦英君） ありがとうございます。

はい。今井委員。

○委員（今井多貴子君） それにつけ足す形になるんですけれども、私もそのとおりだと思って、実はこれを読ませていただいていた。

二十数年前ぐらいに、ある中学校の校長先生が、学校単位の勉強会、例えば社会だったら社会の勉強会、国語だったら国語の勉強会、数学だったら数学の勉強会という単位で勉強会をして、先生たちのスキルを上げていかなくてはいけないんだということを熱く語られていた先生がいらっしたんです。

現状、今もそういう学校単位、ここに書いてある教職員研修などではなく、学校単位のそういう勉強会というのは実際行われていますか。中学校、20校ありますけれども、その中でそういう努力をなさっている、学校単位の努力をなさっているというところがありますでしょうか。もし、わかる範囲で教えていただければ。

○委員長（阿部邦英君） 学校教育課長、いかがでしょうか。どうぞ。お願いします。

○学校教育課長（平塚 隆君） 今井委員のご質問に対して100%お答えできるかどうかわかりませんが、先生方、各学校ごとでさまざまな研修会は行っています。全ての学校ではないんですけれども、先ほど杉山委員がおっしゃっていただいたような、子供たちの学力向上のための指導力の向上ではなくて、いわゆる教師の資質を上げるために、例えば先輩教師から学ぶ会とか、そういうことを実施しながら資質向上に努めている学校もあります。さまざまな形で校長先生方が努力をなさっていると私は認識しているものです。

○委員（今井多貴子君） それは、とても心強く思います。なぜかというと、二十数年前にそれに警鐘を鳴らした校長先生が、実際石巻市にいらしたんです。そうやって勉強、つまり勉強を通して教師同士がスキルを磨くことによって、先輩の先生方から、それから入ったばかりの人はそれなりに学んでいくものなんだという。教員は教員の中で学んでいく。生徒からも、もちろん学ぶことは多々あるんでしょうけれども、学んでいくことがとても大切、人間性を育てていくためにはとても必要なんだと、校長先生、教頭先生がそのために力を尽くしていらっしたる、そうすれば、おのずと子供たちも向上するものなんだということを二十数年前にお聞きしたとき、ああ、これが教育の基本ではないかと強く思ったものですから、今は、現状どうなっているのかなと思って、お聞きしました。ありがとうございます。

○委員長（阿部邦英君） ほかにございましたら、お願いします。

津嶋委員。

○委員（津嶋ユウ君） お二人の委員は内容面で疑問に思われたことをおっしゃっていましたが、私は全然違う見方をしてきて、この冊子として、文言などについてチェックしていくのかなと思っていたので、そちらをこの後質問させていただきたいんですけども、ただ、今、お二人の委員のお話を聞いていて、ああ、一般にはそんなふうに思っている方のほうが多いんだよなということを感じました。

私自身は、学校現場に40年近くいて、幸いだったのかなんなのか、私は若いときから本当に職場を去るまですごく研究熱心というか指導も熱心、みんなで研究しよう、研修についても熱心、そういう同僚たちに恵まれてずっとやってきたなということを感じました。だから、どこの学校もそうしているものとずっと感じてきていたんです。でも、そんなに熱心でない学校も、職場も、もしかするとあったのかもしれないなど。

ただ、幾ら全体としてはすごく熱心に取り組んでいても、中にはやっぱり一生懸命やらない人も確かにいますから、そちらのほうが目立つということもあるんだろうけれども、私自身の長い経験からすると、どの先生も本当に子供の指導にも熱心だし、自分自身の資質、指導力の向上にも一生懸命。それぞれの、その人なりのですけれども、ということはあると思うんですが、熱心にやってきていたように私は思うので、大方はそうだと思っていただきたいなあということを感じました。

それから、あと、先程今井委員がお話しなさった障害の関係で、障害の程度はわかりませんが、障害を持っているけれども、普通学級で普通の子供たちと一緒に学校生活をさせたかったのに、いわゆるはねられた、はねる、はねられたという言葉が多分保護者の人が使っていたんだと思うんですけども、そういう表現をしているということは、あ、そういう感じ方をしているんだなと思うんですが、ただ、どこの学校を選ぶかということは最終的には保護者に選択権があると思うので、その辺のところは教育委員会の担当の方、御存じだと思うので、どのようにして普通の学級に行くとか、特別支援学校に行くとか決められているのか、そこまでの過程を、簡単にでもいいのでご説明していただいたほうがいいんじゃないかと思います。

○委員長（阿部邦英君） 学校教育課長、お願いします。

○学校教育課長（平塚 隆君） 津嶋委員からただいまご指摘がありましたが、私も先ほど今井委員の質疑が終わった後、もう一回発言しようと思ったんですけども、実は、私も特別支

援については、今の世の中は程度に応じた教育がなされるように、社会を挙げてその子供を支援する、学校も家庭も一緒になってというのが、やはり一番の大きな狙いだと認識しています。

その中で、石巻市の教育委員会の就学指導委員会というものがあります。何回か、学校から上がってきた資料に基づいて、この子はもしかすると特別支援が必要だと、特別支援が入ったほうがいい、あるいは特別支援学級、学校の中にある特別支援学級、もしかすると専門の支援学校、石巻支援学校などございますよね、そちらのほうで専門的な教育を受けたほうがいいという、ある程度の判定はします。それを保護者に通知をさせてもらって、わかりましたというところですよーといく場合と、先ほど津嶋先生がおっしゃいましたが、あくまでも保護者が、いや、うちの息子、娘はこの学校に入れさせてくださいという部分においては、私は受け入れていると認識しておりました。

ですから、私も、実は今井委員の話を聞いて少しびっくりしたんです。そういうことについては私も認識しておりませんでしたし、実際のところ、できる限りお父さん、お母さん方の思いに沿って我々は動いているとか、そこで学校もあると思っていましたので、少しびっくりした次第だったんですが、とにかく、そういう部分である程度判定を出させていただいて、保護者と協議をさせていただいて決めているというのが現状でございます。

したがって、くくりを設けて、あなたはここに入れなさいとか、そういうことではない。ある程度、そういうふうな部分で通知はさせていただいていますけれども、決定権は親にあるという部分で、私たちは押さえているところであります。

○委員長（阿部邦英君） ほかによろしいですか。

津嶋委員。

○委員（津嶋ユウ君） 表記のことについてですが、私も悪いくせで、すぐ文言チェックをしたくなるたちなんですけれども、ただ、その前に、この案をつくられるまでの過程、こうやって教育長に提出されるまで各担当部署で案を練られて、その後集まったりして、全体を見たりされる機会が何回かあったのかどうか、その辺のところを少し伺ってからにしたいんですけれども。

○委員長（阿部邦英君） 教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） 今回の教育振興基本計画につきましては、まず、平成27年度に教育委員会内の課長補佐を中心とした庁内の検討委員会を設置しまして、その中で7回ほど会議を開きまして、外部に出す前の案というのをつくらせていただきました。その後、先ほど申し上げましたとおり、平成28年度になりまして、8月からでございますが、石巻専修大学

の佐藤先生を会長とした市民組織である石巻市教育振興基本計画策定委員会を設置し、その中で4回ほど会議を開かせていただきまして、庁内検討委員会で作りました案をたたき台に、最終的に今回お示しした案をつくっていただきまして、先日、教育長へ提言をさせていただいたところでございます。

○委員長（阿部邦英君） その上で、何かありましたら。

○委員（津嶋ユウ君） その上で、ここの言葉は少しおかしいとか、もう少し検討して欲しいということをお申ししてもよろしいですか。

（「はい」との声あり）

○委員（津嶋ユウ君） いいんでしょうか。何か言いにくくなってきた。

○委員長（阿部邦英君） より多くの意見ということ。

○委員（津嶋ユウ君） 私も、1度通して読んだだけですので、少し読みながらひっかかるところが何か所かあったので、それをお話ししていてもいいでしょうか。

○委員長（阿部邦英君） はい、お願いします。

○委員（津嶋ユウ君） 確認ですが、前もって頂いていた冊子と、後日議案の「別冊2」としていただいたものの内容に変わりは……

（「ございません」の声あり）

○委員（津嶋ユウ君） ございませぬね。

それでは一通り、お話ししておきたいと思います。5ページの学力についての15行目、「このことから」のところから下の、文末が「必要です」、「必要であり」、「必要があります」、「必要です」というのがずっと続いていくのが読んでいて気になったということです。何か、そんなの気にしなきゃ気にしなくていいんですが、気になりながら読みました。

中でも気になったところは、先程お話に出た教師の指導力の向上を図る必要がありますという言葉に、その前に、いろいろ身につけていくことが必要であり、そのために図る必要がありますとまた続くんですけども、いろんなスキルとか身に付けていくのは必要ですけども、そのために指導力の向上は、先程私も話したんですが、平塚課長からもお話があったように、各学校、いろんな取組はしているわけですので、今、指導力の向上を図る必要はもちろんあるんですけども、「さらに」とか「一層」とか何か、今もやっているんですけども、もっとやらなきゃならないんじゃないかというような表現にしてほしいなど。そうでないとやはりやっていないと思われる。現実には、結構、一生懸命先生たちやっているよということを私は言いたいなと思ったところですので、そこを少し考えていただけたらいいなと思います。

同じように、22行目の読書活動に課題があるというところで、これも、読書活動についてもいろいろなことを工夫しているように思うんですけども。各小学校や図書館も、いろいろやっているのですが、ここも、「取組を行うことも必要です」と言うと、まるでやっていないようなので、ここも「必要です」より、「さらに工夫を重ねて云々」のような表現に少し変えてもらえたらなということをおもいました。もし、できましたらお願いします。間違っているとかなんとかではなくて、感じたということです。

次、7ページなんですけれども、7ページの8行目、「人権教育に関しては、年間指導計画を作成し」という流れなんですけど、年間指導計画を作成しているのはどこか。これ、各小・中学校ででしょう。ではないんですか。としたら、後ろにある「各小・中学校で」が前に来るのではないかなって。小・中学校で年間指導計画を作成し、計画的に実施されているわけですよ、ここ。だから、「各小・中学校で」の位置を変えたらいいのではないかなともおもいました。そこは、そのくらいで。

あとは、細かいことですが、14ページの防災教育についての5行目、文章の途中の「また、」というのが要らないんじゃないかなと思います。ここは流れとして続いていって大丈夫じゃないかなと。ご検討ください。すみません。

それから、疑問に思いながらだったので、ぜひ直してくださいということではないんですが、33ページの食育の推進なんですけど、ここは推進ということで項目を挙げているので、丸ポチ2つとも「推進を図ります」、「推進を図ります」となっていますが、充実とか向上ではなく推進の段階だからかなということですよ。

それと関連してなんですけれども、食育は推進の段階だから、「推進を図ります」というのが2つ続いたんだと思うんですが、35ページの福祉教育の充実のところなんですけれども、逆にここ、充実とうたっているながら「推進を図る」が3つ続いているので、福祉教育って、ある程度推進してきて充実させる段階だという意味で「充実」という見出しなんだと思うんですよ。だったらここ、全部とは言いませんけれども、充実を図るとかなんとかの言葉になるのではないかなと。検討していただけたらなとおもいました。

それから、そういう似たような文言で申し訳ないんですけども、40ページの幼稚園・保育所・こども園と小学校との連携の推進のところの文の最後、「カリキュラムの改善を図ります。」とありますが、図るという言葉は向上を図るとか、充実を図るとか、何かそういう曖昧な感じのときに使うような気がするんです。カリキュラムの改善というのは、はっきりした何か、行うことですよ。だから、「改善に取り組みます」とか、「改善を行います」とか、そ

ういうすかつとした言葉でいいのではないかなと感じたところですが、何か、そういうところばかり目について、大変申し訳ありません。

もう一つ、もう一つ二つ、ごめんなさい、51ページの学習機会の充実のところですが、ここは充実をうたっているのに「提供に努める」、「努める」、「努める」だけなのかなと思いました。もし工夫出来たらお願いしたいなと思います。

細かいこと、以上なんですけど、もう一つ最後に、用語解説が後ろについているんですよね。これ、冊子にしても入っているんですよね。

(「入っています」との声あり)

○委員(津嶋ユウ君) 冊子にも入っていますよね。2番目のアクティブラーニングのところの「学修者」、1行目です、「学修者と能動的に学修に参加する」の「学修」、これはわざわざ「修める」にしたんですか。どういう意味なんですか。そこを聞きたい。

○教育総務課長(佐々木貞義君) 一般的にアクティブラーニングという用語解説の中では、「学修」と使っておりましたんで、このような表現をさせていただいたということでございます。

○委員(津嶋ユウ君) そこを聞いてみてよかった、私もわからない。

そして、次の2行目は「学習方法」って、「習う」になっていますよね。こっちは「習う」でいいんですか。

○教育総務課長(佐々木貞義君) これは、そのまま用語解説を引用させていただきました。

○委員(津嶋ユウ君) 学を修めるのと習うほうとの違いだから、やっぱり両方使っているんですね。

○教育総務課長(佐々木貞義君) そうですね。私も、この部分は確認いたしまして、このようになっておりましたので、書かせていただきました。

○委員(津嶋ユウ君) わかりました。

どういう意味だか考えていませんで、ありがとうございます。勉強になりました。

以上です。すみません。

○委員長(阿部邦英君) どうもありがとうございました。ご検討いただければと思います。
教育総務課長。

○教育総務課長(佐々木貞義君) 津嶋委員さん、本当にありがとうございました。本当は、事務専門の我々がこういう事に気をつけなければならいんですけれども、本当にありがとうございます。

ご指摘いただいた内容につきましては検討させていただきまして、修正もさせていただきたいなと思います。

○委員長（阿部邦英君） それでは、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

教育総務課長。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは、委員の皆様からご指摘のありました部分を検討・修正することといたしまして、もし本日この案で議決いただけましたならば、今後パブリックコメント実施に向けて準備をさせていただきたいと思います。

○委員長（阿部邦英君） それではただいま、教育総務課長からお話ありましたように、先ほどの委員方の指摘に対しまして、事務局内で修正をして、パブリックコメントを実施するという事で、第36号議案 石巻市教育振興基本計画案については原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、第36号議案については、原案のとおり可決いたします。

その他

○委員長（阿部邦英君） 以上で、審議事項を終了し、その他に入ります。

初めに、その他として、委員方から何かございましたらお願いいたします。ありませんか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） では、各課長からありましたらお願いします。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） では、ないようでしたら、次回の定例会の日程等についてお願いいたします。

○事務局（石井透公君） それでは、次回1月の定例会につきましてはご案内をしております、1月23日月曜日でございます。時間は、午後1時半からということでご案内しておりましたが、多少、後ろにずれるかもしれません。正式に決まりましたら、お知らせをさせていただきます。

場所につきましては、市役所本庁舎4階の庁議室で開催いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（阿部邦英君） じゃ、よろしく願いいたします。

○委員長（阿部邦英君） 以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 3時44分閉会

教育委員長 阿 部 邦 英

署名委員 津 嶋 ユ ウ